

令和5年

7月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



夏空

令和5年7月の税務と提出期限

- ① 令和5年7月10日・・・令和5年6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7/10までに納付)
- ② 令和5年7月18日・・・所得税の予定納税額の減額申請
- ③ 令和5年7月31日・・・令和5年5月決算法人の確定申告期限(法人税・消費税・法人事業税等)
- ④ 令和5年7月中において市町村の条例で定める日・・・固定資産税(都市計画税)の(第2期分)納付

今月の気になった新聞記事

- 1) **2022年度の税収は過去最高71兆円台と3年連続過去最高を更新**・・・財務省は、2022年度の一般会計税収が前年度より約4兆円増え71兆円強となる見通しだと発表した。原因は、コロナ禍からの企業の業績回復のほか物価高の影響が大きく主要な3税である消費税、所得税、法人税が増加した。
- 2) **新紙幣2024年7月発行**・・・財務省と日銀は28日新紙幣を、来年7月前半を目途に発行すると発表した。デザイン刷新は20年ぶり、1万円札は「日本の資本主義の父」と称される渋沢栄一。5千円札は津田梅子。津田塾大学の創始者で女性の英語教育に注力した。千円札は北里柴三郎日本の近代医学の父として知られ国内外の肝炎症予防や治療に貢献した。偽造防止や経済効果も期待される。

相続税見直し、マンション節税にメス

国税庁は6月30日、マンションで新たに導入する相続税の算定ルールを発表した。

算定ルールは国税庁の有識者会議、学者や業界関係者で議論した。下記はその資料の一部

○ 現行のマンションの評価方法

相続等で取得した財産の時価（マンション（一室）の評価額）は、不動産鑑定価格や売却価格が通常不明であることから、次の①と②の合計額としている（通達）。

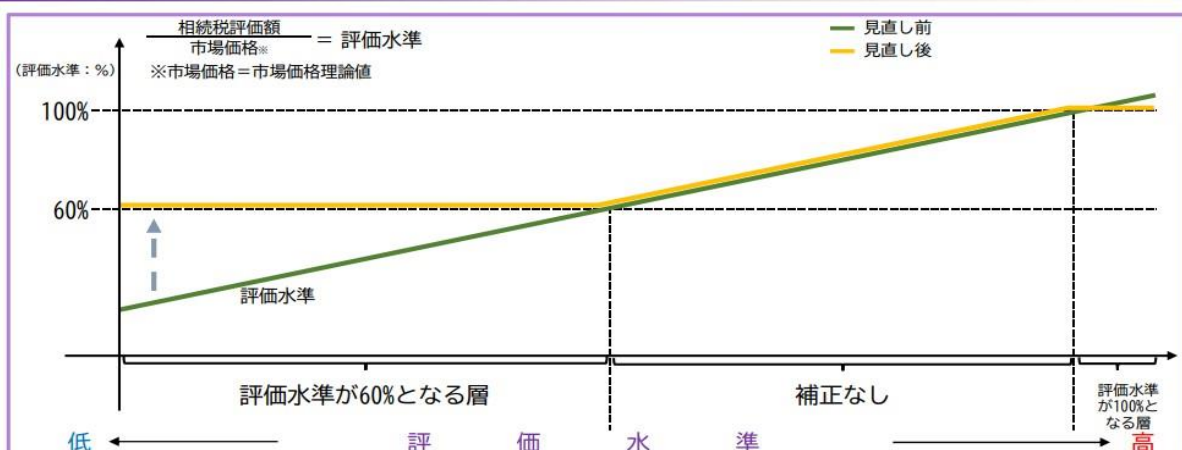
- ① 建物（区分所有建物）の価額 = 建物の固定資産税評価額 × 1.0
- ② 敷地（敷地利用権）の価額 = 敷地全体の面積 × 共有持分 × 平米単価（路線価等）

○ 評価額が市場価格と乖離する主な要因

- ① 建物の評価額は、再建築価格をベースに算定されている。他方、市場価格はそれに加えて建物の総階数、マンション一室の所在階も考慮されているほか、評価額への築年数の反映が不十分だと、評価額が市場価格に比べて低くなるケースがある（建物の効用の反映が不十分）。
- ② マンション一室を所有するための敷地利用権は、共有持分で按分した面積に平米単価を乗じて評価されるが、この面積は一般的に高層マンションほどより細分化され狭小となるため、このように敷地持分が狭小なケースは立地条件の良好な場所でも、評価額が市場価格に比べて低くなる（立地条件の反映が不十分）。

相続税評価額が市場価格と乖離する要因となっている築年数、総階数（総階数指数）、所在階、敷地持分狭小度の4つの指数に基づいて、評価額を補正する方向で通達の整備を行う。具体的には、これら4指数に基づき統計的手法により乖離率を予測し、その結果、評価額が市場価格理論値の60%（一戸建ての評価の現状を踏まえたもの）に達しない場合は60%に達するまで評価額を補正する。

評価方法の見直しのイメージ



概要

- ① 一戸建ての物件とのバランスも考慮して、相続税評価額が市場価格理論値の60%未満となっているもの（乖離率1.67倍を超えるもの）について、市場価格理論値の60%（乖離率1.67倍）になるよう評価額を補正する。
- ② 評価水準60%~100%は補正しない（現行の相続税評価額×1.0）
- ③ 評価水準100%超のものは100%となるよう評価額を減額する。

（注1） 令和6年1月1日以後の相続等又は贈与により取得した財産に適用する。

（注2） 上記の評価方法の適用後も、最低評価水準と重回帰式については、固定資産税の評価の見直し時期に併せて、当該時期の直前における一戸建て及びマンション一室の取引事例の取引価格に基づいて見直すものとする。
また当該時期以外の時期においても、マンションに係る不動産価格指数等に照らし見直しの要否を検討するものとする。

仮想通貨と税金

仮想通貨をめぐる多額の追徴課税が課されるケースが目立っている。一般的な金融商品と違い“利益確定”をしなくても課税対象になることと、税率が金融商品に課される20%でなく最大55%になることも。

1. 仮想通貨とは、ドルや円などの法定通貨と異なり、国家による価値保証がされていない電子マネー全般を指す。購入や売却はインターネット上の取引所で行う。国税庁は2017年に「取引で得た利益は原則として所得税法上の「雑所得にあたる」と発表した」。さらに2020年には、国税通則法の改正により国内の取引所から顧客の氏名や住所、取引情報の照会を可能にした。結果、利用者の取引実態は、取引所を通じて国税当局が掌握している。

2. 税金の発生するタイミングは？

- 1) 仮想通貨同士の交換＝所有する仮想通貨を売却して、新規の仮想通貨を購入、その売却額が収入
- 2) 仮想通貨による物品の購入＝所有する仮想通貨を売却して物品を購入、その売却額が収入
- 3) マイニングやステーキングで受け取った金額は、時価で課税
- 4) レンディングで得た利息や手数料も課税対象

○マイニング・・仮想通貨の取引に必要なコンピューター演算作業に協力した人が報酬として仮想通貨を受け取るケース

○ステーキング・・・特定の仮想通貨を保有した期間や数量に応じて対価を受け取るケース

○レンディング・・・仮想通貨を取引所に預け入れて利息や手数料を受け取るケース

3. 所得税の申告は、「雑所得」で（1月1日から12月31日までの1年分の取引総額が対象です。）

- 1) 計算方法は「移動平均法」か「総平均法」を選択してください。
- 2) 年間収支が損失だったとしても、「給与所得」と「雑所得」は相殺できません。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 会社社長の遺族と、3億円の寄付をもらった病院とトラブル

上場企業の前経営者が亡くなり、入院していた病院に寄付をしていたことが発覚した。遺族は知らずにいたため「病院が患者の症状を利用して、不当で多額の利益を図った」と訴えた。民法では、認知症の人は「意思能力」のない人となり法律行為はできない。認知症を発症したのが「いつ」なのか？この種のトラブルは 多くの中小企業や資産家に起こりうる。高齢化の進む日本では増加するだろう。

2) フリーランス法の成立、発注者側の義務強化

一人親方や配達員、個人事業者を保護する「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が成立した。発注者は業務内容や報酬額の書面による明示や60日間の報酬支払などが義務化される。違反すると立ち入り検査や是正命令が行われ罰金もある。資本金1千万円以下の小規模事業者も規制対象だ。

3) 近畿日本ツーリスト、コロナで16億円を不正詐取

旅行大手の近畿日本ツーリストは、このほど、自治体から請け負った新型コロナウイルスのワクチン接種業務などで、人件費を偽り、最大で約16億円を不正に請求していたことを公表した。